

射水市地域の見守り活動に関する協定書

(以下「」という。)と射水市(以下「市」という。)は、各々の合意に基づき、次の条項により が行う見守り活動の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、 及び市が業務上の連携を図り、積極的に見守り活動を行うことにより、孤立死を防止し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちづくりを目指すものとする。

(活動地域)

第2条 この協定による活動の対象となる地域は、射水市内で が日常的に業務を行う地域とする。

(の活動)

第3条 は、見守り活動を実施するに当たり、日常の業務の範囲において協力可能な体制の整備を行うものとし、その業務の対象者の日常生活で何らかの異変を察知した場合、速やかに市又は関係機関に連絡、通報(以下「連絡等」という。)するものとする。

2 は、業務従事者に対し、この協定の趣旨を周知し、円滑に見守り活動が行われるように努めるものとする。

3 は、前2項の活動について、市から責任を問われることはないものとする。

(市の責務)

第4条 市は、 からの連絡等に対し、円滑に対応する体制の整備を行うものとする。

2 市は、 から前条第1項の連絡等を受けた場合には、遅滞なく関係機関と連携して必要な対応を行うものとする。

3 市は、本協定の趣旨を広報するなど、 の活動が円滑に進むために必要な支援を行うものとする。

(個人情報の保護)

第5条 及び市は、この協定の実施に当たり、個人情報の保護に配慮するとともに活動上知り得た情報を関係機関以外に漏らしてはならない。

(協定の締結と解除)

第6条 この協定は、締結の日から効力を発し、解除する場合は、 と市の合意のもとになされるものとする。

(協議)

第7条 社会情勢の変遷等により、この協定の内容に疑義が生じた場合またはこの協定に定めのない事項については、必要に応じ、 および市で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年3月 日

住 所
名 称
代表者名

住 所 射水市戸破1511番地
氏 名 射水市長 夏野 元志